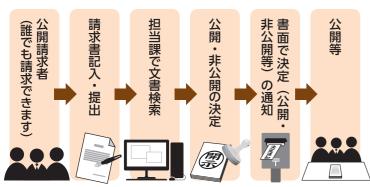
### 情報公開制度・個人情報保護制度とは

「情報公開制度」とは、情報公開条例に基づいて、甲賀市が保有し ている文書の公開を求めることができる制度です。情報公開の手続は 次のような流れになっています。



「個人情報保護制度」とは、個人情報保護条例に基づいて、個人情 報の取り扱いに当たって守るべきルールを定め、個人情報の開示など を求めることができる制度です。個人情報の開示の手続についても、 おおむね情報公開の手続の流れと同じですが、開示される文書につい ては、開示請求者自身の個人情報に限られます(なお、請求には本人 であることが確認できる書類が必要になります。)。

手続の詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

情報を 及

のある 8件

に支

により、公報であって、

支

を及ぼすおそれが

件あ

情報であって、 審議または検討等!

開示するこ

に関する

のとおり 成30年4月1

公表-

します

日現在)

を次

公共の安全等に

公開情報が複数に及ぶ

69-2121

63-40

8

公共の

安全等に関する情

として 市では、 「情報公開制度」

これらの制度の平成29年度の運用状況

(平成30年4

月1日現

3 件

4 件 6 件

長部局

を、

次の

とおり公表しま

市政に関する市民の知る権利を保障することを目的

**芨」を実施しています。** 基本的人権を擁護することを目的として を、 また、 個 人の権 利利益の保護を図 「個人情報保護制 市長部局 …… 部分公開 ::: 取下げ: 不存在 …… 公開等の決定状況 選挙管理委員会: 

由別状況 それがある情報・・・・・ 7件換等が不当に損なわれるお とにより、 事務または事業に関する 法人等に関する情報・15件 個人に関する情報 … 部分公開および非公開理 とにより、 情報であって、 情報であって、 審議または検討等に関する ||を及ぼすおそれのなは事業の適正な遂行に 率直な意見の交 当該事務また 公開するこ 公開するこ 16 件

> 沢数が多くなっています。め、請求件数より決定状め、請求件数より決定状決定とがあるためで、 複数の 請求者の生命等を害一部開示理由別状況

法令にお 旨定められている情報 法人等に関する情報 いて秘密にす 8件 á

化を図り、上築くことで、

よりよい

市政の

市役所内部の

益な取り扱いがされることの

その通報者に対して不利

ないよう保護して

いく体制を

為は正当な行為として評

価

現をめざしています。

平成29年度の運用状況(平

他の個人に関する情報 おそれのある情報 生命等を害する 3 件

> として位置づけてい令遵守の推進体制の公益通報制度は、 公益のためにそ 通報す る行

公益通報制度 でいるものとつ 市の法

··· 2件

審査請求の件数 人の相談等に関する情報 当該事務の適正な遂 しい支障を及ぼす います 開示することに 件数が 3 件 0 件 及 お

#### よりも部分公開および非公開および非公開決定の件数場合があるため、部分公 不存在・・・・・ 審査請求の件数 開示等の決定状況 教育委員会・・・ 請求件数合計 個人情報開示の実施状況 開理由の件数が多くなって 10 件 12 件 0件 3 件 2 件 件

36 25 件件

4 件

ます。

4 件

部開示の件数よりも一ぶ場合があるため、一※非開示情報が複数に及 であって、 それのある情報・・・・・・ 行に著-それがある情報・・・・・・ くなって 部開示理由の:

# 換等が不当に損なわれるお

情報公開の実施状況

60 68 件件

## 平成30年度から 険料が変わります

介護保険制度は、介護が必要となった方が安心して介護サービスを利用できるように、社会全体で支えあ う制度です。

制度を支える介護保険料は、高齢化の進展や利用者数の増加、施設整備等の必要性など実情に応じた介 護サービスが提供できるよう、3年ごとに見直すことになっています。平成30年度~平成32年度(第7期) の介護保険料の月額基準額は5,940円になります。

今年度の被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、昨年の所得が確定した後、7月初旬にお知らせします。

第6期(平成27年度~平成29年度) 月額5.070円



(平成30年度~平成32年度)

要支援・要介護認定者の推計 (図1)

4,678

586

平成32年度 2020年度

介護保険の財源内訳(図2)

5.251

573

615

平成37年度 2025年度

■ 要介護5

■ 要介護4

■ 要介護3

■ 要介護2

■ 要介護1

■ 要支援2

□ 要支援1

調整交付金

玉

12.5%

20.0%

12.5%

5.0%

月額5.940円

#### 平成30年度~平成32年度(第7期)の介護保険料

(単位:円)

		本人	対 象 者	【 保険料 【		
段階	世帯			月額	年額	
第1段階	世帯非課税	_	・生活保護受給者の人 ・老齢年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人			30,648
第2段階		人	世帯全員が市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120 万円以下の人	3,742	44,904
第3段階		課		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	4,455	53,460
第4段階	1		世帯の誰かに市民税が課税され	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	5,167	62,004
第5段階 (基準額)				前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	5,940	71,280
第6段階	## [		本 人 果 本人が市民税課税 兑	合計所得金額が125万円未満の人	6,712	80,544
第7段階	世帯課税	本人課税		合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	7,425	
第8段階	課丨			合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	8,910	106,920
第9段階	1元			合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	10,395	124,740
第10段階	移			合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	11,880	142,560
第11段階				合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	13,365	160,380
第12段階				合計所得金額が1,000万円以上の人	14,850	178,200

※年号が決まっていないため平成の表記としています。

※第1~5段階の方について、合計所得金額の算定は課税年金収入に係る雑所得を除いて行います。

## 険料が変わる理由

#### ①介護保険サービス利用者の増加

社会の高齢化に伴い、介護保険サービスを利用する人(要支援・ 要介護認定者)が、今後も増えると予測されています。(図1)

#### ②在宅・施設サービスの施設整備

サービス利用の増加や施設待機者の状況から平成30年度からの 3年間に施設整備を予定しています。

具体的には施設サービスとして、特別養護老人ホームの整備を 予定しています。

併せて、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サー ビスとして、グループホームや小規模多機能型居宅介護施設等の整 備を進めていきます。

#### ③第1号被保険者の保険料負担率の増加

保険料の負担率は、第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号 被保険者(40~64歳の方)の人口比率により、国が見直します。 高齢化に伴い、今回の見直しでは、第1号被保険者の負担率が1%

増加し、23%になりました。(図2)



第2号被保険者

27.0%

5.000

4,000

3,000

2,000

4.383

4571

619

平成30年度 2018年度

●問い合わせ● 長寿福祉課 介護保険係 ☎69-2165 ☎63-4085

0

件